

令和元年12月19日

保護者の皆様へ

もものき 園長 木村雄介

平成30年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「前橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、前橋市から本園に給付された1人あたりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、保育料を納めていただく請求書ではありません。

平成30年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担額（保育料）を減じた額」となります。

具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問合せください。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人あたり）

1号認定

支給月	4歳以上	3歳	満3歳
4月	202,620	218,420	218,420
5月	211,240	227,040	274,790
6月	210,360	226,160	273,910
7月	209,580	225,380	273,130
8月	209,580	225,380	273,130
9月	209,580	225,380	273,130
10月	209,580	225,380	273,130
11月	209,580	225,380	273,130
12月	209,580	225,380	273,130
1月	209,580	225,380	273,130
2月	209,580	225,380	273,130
3月	217,280	225,260	280,990

（給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月）

2・3号認定

標準時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	46,990	62,370	112,640	190,880
5月	46,990	62,370	112,640	190,880
6月	46,960	62,340	112,610	190,850
7月	48,370	63,750	114,020	192,260
8月	48,370	63,750	114,020	192,260
9月	48,370	63,750	114,020	192,260
10月	48,320	63,700	113,970	192,210
11月	48,290	63,670	113,940	192,180
12月	48,290	63,670	113,940	192,180
1月	48,290	63,670	113,940	192,180
2月	48,290	63,670	113,940	192,180
3月	62,020	69,710	127,670	205,910

短時間

支給月	4歳以上	3歳	1・2歳	0歳
4月	41,750	57,130	107,400	185,640
5月	41,750	57,130	107,400	185,640
6月	41,720	57,100	107,370	185,610
7月	43,130	58,510	108,780	187,020
8月	43,130	58,510	108,780	187,020
9月	43,130	58,510	108,780	187,020
10月	43,080	58,460	108,730	186,970
11月	43,050	58,430	108,700	186,940
12月	43,050	58,430	108,700	186,940
1月	43,050	58,430	108,700	186,940
2月	43,050	58,430	108,700	186,940
3月	56,780	64,470	122,430	200,670

（給付対象期間 平成30年4月～平成31年3月）